

意見書**尖閣諸島・竹島をめぐる領土問題を歴史的事実と冷静な外交努力で解決することを求める意見書**

尖閣諸島や竹島をめぐる領土問題について国家間の紛争となっている。しかしながら、尖閣諸島を日本が領有していることは歴史的にも国際法上も正当であるし、竹島についても日本が領有権を主張することは歴史的に根拠がある事柄である。

尖閣諸島は、1895年1月に閣議決定で日本領に編入したが、これは国際法で正当と認められている「無主の地の先占」に該当する。その後我が国が実効支配してきたことについては中国も認めており、1970年までの75年間中国はこのことに一度も異議を唱えたことがない。

日清戦争後の下関条約で、我が国は台湾とその付属島嶼、澎湖列島などを中国から割譲させているが、この領域に尖閣諸島は含まれておらず、戦争によって奪い取った土地ではないことも明白である。

中国が領有権を主張し始めたのは、東シナ海から黄海にかけて石油天然ガスが豊富に存在する可能性を指摘された後のことである。

一方、竹島の場合は、1904年第一次日韓協約が結ばれ、翌1905年に同島を日本に編入する手続きが行われている。韓国は当時事实上外交権を奪われ異議申し立てができない状況下であった。さらに1910年には日韓併合条約で我が国は武力を背景に韓国を併合した。

太平洋戦争で日本が敗北し韓国の独立が回復されて以降、竹島は1952年のいわゆる李承晩ラインの設定で竹島を韓国領とし、1954年には警備隊を派遣して今日まで実効支配を行っている。このような状況に鑑み、韓国側と冷静に話し合う外交の土台をつくることが先ず求められている。

これら二つの領土問題が今日まで解決していない背景には、歴代政府においてまともな外交交渉を怠ってきたことがある。

今こそ、日本の領有の正当性について、理を尽くして説く本格的な外交努力が必要となっている。その際、日中、日韓両国の緊張を激化させたり、関係を悪化させるような行動や言動は、いずれの政府においても慎む必要がある。

よって、政府においては、尖閣諸島・竹島をめぐる領土問題を歴史的事実と国際的な道理に基づいて、外交的な努力で解決することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

(送付先) 内閣総理大臣・外務大臣

意見書**生活保護制度等の充実を求める意見書**

厚生労働省及び政府の社会保障制度審議会生活保護制度基準部会では、現在の生活保護基準が一般的の低所得世帯と比較して実態に合わなくなってきたとの理由から、生活保護基準の見直しと称して現行の生活保護基準の切り下げが検討されています。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を有する」と定めていますが、現在の保護水準をもってしてもこの精神を実現するにはかなりの困難を伴っているのが現状です。

現基準では1人のケースワーカーの担当件数は概ね80人程度とされていますが、100人を超える担当件数を抱えている現実があります。これからも増えることが予想される情勢のなかケースワーカーの増員が必要です。

さらに最近の労働者の置かれている現状や家族構成等を考えれば多数に上る働く貧困層の救済を検討することこそが急務です。事実を調査して真のセーフティネットの構築のために下記の点に留意していただくことを強く求めます。

記

1. 生活保護基準の引き上げを行ない、少なくとも現行保護基準の切り下げは行わないこと。

2. 生活保護受給者の医療を受ける権利を保障するために、生活保護医受給者証を発し、受診医療機関の制限や受診時の一部負担金の導入は行わないこと。
3. 稼働年齢層の生活保護受給者に対する就労指導は、受給者の特性を尊重して行なうこと。
4. 生活保護受給のための申請権を保障するために、親族の扶養義務を強化する制度変更は行わないこと。
5. ホームレス状態の生活保護申請者に対して受け入れのできる緊急入居施設を各都道府県に設置すること。
6. 生活保護受給者が制度からの自立をより可能にするために、最低賃金の引き上げを行なうこと。
7. 高齢者が安心した老後を過ごせるために、最低保障年金制度を確立、制定すること。
8. 最後のセーフティネットとしての生活保護制度を必要な場合誰もが受けられるようにできる新たな制度を検討すること。
9. ケースワーカーの増員を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

(送付先) 内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・法務大臣

意見書**奈良県水道用水供給事業料金値下げに関する意見書**

常日頃より、県水道用水供給事業の推進にあたり特段のご努力をいただいていること、心より感謝を申し上げるところであります。

さて、給水料金の特例として、平成22年4月分から平成25年3月分までの給水料金を、一立方メートル当たり145円から140円に値下げをするため、奈良県水道用水供給条例の改正を行っていました。しかし、給水料金140円に対して、平成22年度の給水原価は118.02円となっており、未だ21.98円の乖離が生じております。

このような中、安心・安全な水道水を安定して供給するため、効率

的な事業経営はもちろんのこと施設の更新、災害に強い水道施設への転換等その費用の増大が予想されるなか、受水費用が経営の健全化に大きな影響を与えるものであります。

つきましては、このような現状をお汲み取りいただきまして、給水料金のさらなる見直し(値下げ)を、ご検討をいただきたく強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

(送付先) 奈良県知事・奈良県水道局長

議会の傍聴にお越し下さい!

議会はみなさんに公開しています。気軽に来てください。

町議会本会議は、役場3階の議場で、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。
次回は12月に開かれます。

日程については、11月下旬に議会事務局までお問い合わせください。

ホームページにも掲載予定です。

役場1階ロビーにおいて
放映も行っています。



ホームページ <http://www.town.koryo.nara.jp>